

南木曽町森林整備計画 変更計画書

(令和6年4月1日 変更)

計画期間 自 令和 4年4月 1日
至 令和14年3月31日

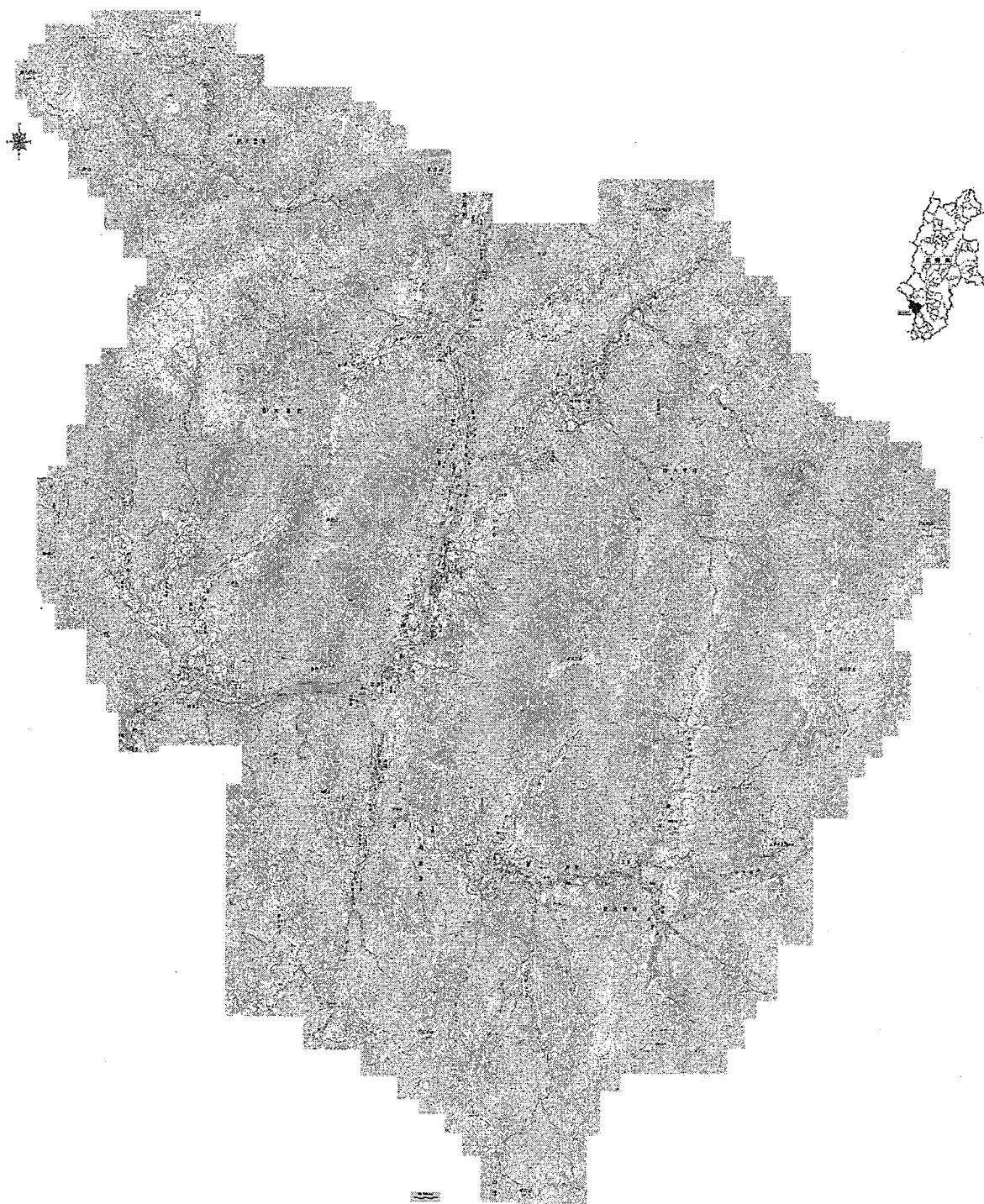
**長野県
南木曽町**

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号）に基づき、南木曽町森林整備計画を変更する。なお、南木曽町森林整備計画の変更は、令和 6 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ①官公造林の返地に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更(P6, 7, 21, 27, 28)
- ②森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域の新設（一体整備相当区域）(P42)

南木曾町位置図



目 次

I 基本的事項	
1 森林整備の現状と課題	6
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	11
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	12
II 森林の整備	
第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）	13
1 樹種別の立木の標準伐期齢	13
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	13
3 その他	15
第2 造林	15
1 人工造林	16
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	17
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	20
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	21
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
第3 間伐及び保育	22
1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法	22
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齡	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	23
3 その他	24
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	24
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	25
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壤保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	26
(1) 区域の設定	

(2) 森林施業の方法	
3 その他	30
(1) 施業実施協定の締結の促進方法	
(2) その他	
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	31
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	32
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	32
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	32
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	32
第6 森林施業の共同化の促進	32
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	32
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	32
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	32
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設の整備	33
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	33
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	33
3 作業路網の整備	33
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	
4 その他	36
第8 その他	36
1 林業に従事する者の養成及び確保	36
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	36
3 林産物の利用促進に必要な施設の整備	37
III 森林の保護	
第1 鳥獣害の防止	37
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	37
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止方法	
2 その他	37
第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	37
1 森林病害虫の駆除及び予防の方法	38
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	38
3 林野火災の予防の方法	39
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	39
5 その他	40
(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
(2) その他	
IV 森林の保健機能の増進	
1 保健機能森林の区域	40
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	40
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	41
4 その他	41

V	その他森林の整備に必要な事項	
1	森林経営計画の作成	42
2	生活環境の整備	42
3	森林整備を通じた地域振興	42
4	森林の総合利用の推進	43
5	住民参加による森林の整備	43
6	森林経営管理制度に基づく事業	43
7	その他	43
VI	参考資料	
1	人口及び就業構造	
2	土地利用	
3	森林転用面積	
4	森林資源の現況等	
5	市町村における林業の位置付け	
6	林産物の生産概況	
7	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置 (南木曽町役場)

東経 $137^{\circ} 36' 32''$ 北緯 $35^{\circ} 36' 13''$ 海拔 412.0m

◇面積

215.93km² (東西20km、南北15km、周囲70km)

◇土地の地目別面積<令和3年1月1日現在>

田	畠	宅地	山林	原野	その他
2.24k m ²	1.21k m ²	1.44k m ²	179.34k m ²	18.11k m ²	13.59k m ²

◇気象 (令和2年中、南木曽気象観測所)

気温			年間総降水量	風速平均
平均	最高	最低		
11.8 °C	34.6 °C	-9.2 °C	3,162 mm	0.9 m/s

◇地形・地質

地形は町の中央をほぼ南北に流れる木曽川が存在し、河床の標高は約400mで、木曽川の左岸側には標高1,679mの南木曽岳が、右岸側には標高1,373mの伊勢山がそびえており、両岸には木曽川の支流となる沢が多数発達しています。地質の大部分は、風化が進み脆くて崩れやすい巨晶花崗岩からなり、急峻な斜面が多く平坦面が少ない地形を作っています。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

森林の総面積は20,322haで、そのうち民有林面積は、6,115haとなっており、国有林が70%を占めています。民有林のうち、スギ・ヒノキを中心とした人工林の面積は3,255haであり、人工林率は53%となっています。また、人工林の齢級構成は12齢級（林齢60年）以上が77%を占めており、森林資源が充実する一方で若齢林が少ない状況です。

全体の樹種別面積割合は、広葉樹が40%と一番多く、次にヒノキが37%となっています。

【人天別森林資源表】

単位:面積ha、蓄積m³

森林資源量		人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計
民有林	面積	3,239	15	3,255	392	2,355	114	2,860	3,631	2,370	114	6,115
	蓄積	887,105	599	887,704	94,350	266,217	0	360,567	981,455	266,816	0	1,248,271

注)「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

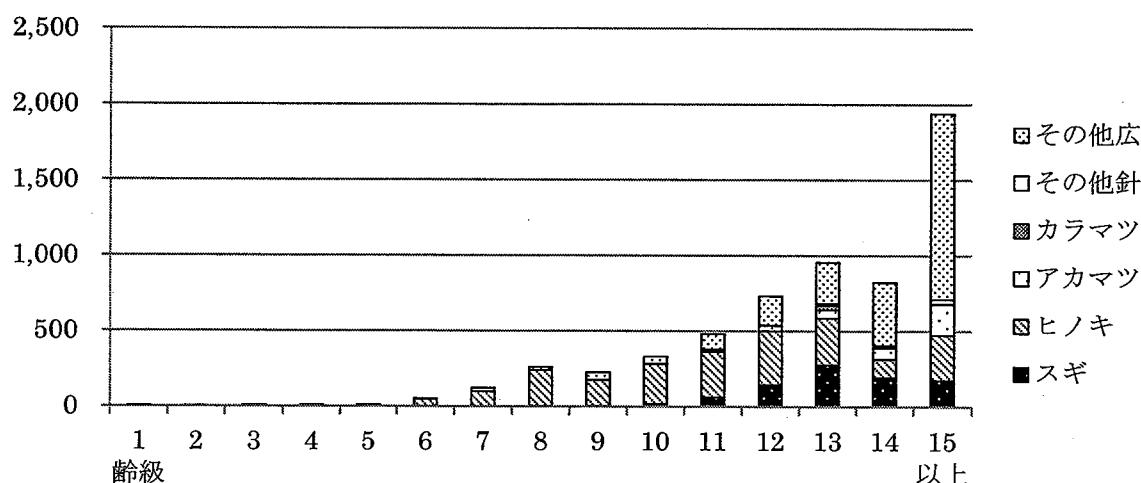
民有林の人工林割合 面積 53.2% 蓄積 71.1%

【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積(ha)			蓄積(m3)		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	386	6.4%	6.4%	93,024	7.5%	6.4%
カラマツ	70	1.2%	0.6%	18,208	1.5%	0.5%
スギ	884	14.7%	47.2%	315,636	25.3%	47.5%
ヒノキ	2,242	37.4%	21.9%	544,044	43.6%	22.9%
その他針	48	0.8%	5.4%	10,543	0.8%	5.0%
広葉樹	2,370	39.5%	10.0%	266,816	21.4%	9.9%
計	6,001	100%	-	1,248,271	100%	-

注)「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、木曽谷地域森林計画区内の樹種ごとに占める割合です。

【民有林の齢級別構成グラフ】



② 森林の所有形態

所有形態別の状況は、町有林が 15%、私有林が 85%となっています。私有林の内訳は、公社等の団体有林約 7%、個人有林等が約 80%であり、個人有林の割合が高くなっています。

【民有林の所有形態】

所有形態別	面 積		蓄 積		
		割合		割合	
公有林	県	0ha	0%	0m3	0%
	市町村	944ha	15%	221,810m3	18%
	財産区	0ha	0%	0m3	0%
	計	944ha	15%	221,810m3	18%
私有林	集落有林	0ha	0%	124m3	0%
	団体有林	393ha	6%	73,454m3	6%
	個人有林	4,242ha	69%	853,496m3	68%
	その他	536ha	9%	99,387m3	8%
	計	5,171ha	85%	1,026,461m3	82%
合 計		6,115ha	100%	1,248,271m3	100%

③ 林業労働力の現状

令和2年度の林業事業体数は3事業体、総従事者数は46名で、事業体の内訳は森林組合1組合、素材生産業2社となっています。

高性能林業機械の設置については、素材生産業者で導入が進んでいます。

【事業体別林業従事者数】

区分	組合・事業者数	従業者数(人)		備考
		うち作業員数(人)		
森林組合	1	16	11	南木曽町森林組合
生産森林組合				
素材生産業	2	30	30	(有)ヤマカ木材 (有)源次商店
合計	3	46	41	

【林業機械等設置状況】

単位：台数

機械名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機	1	13			14
モノケーブル					
リモコンウインチ					
自走式搬器	2	5			7
運材車					
ホイールトラクタ					
動力枝内機					
クレーン付きトラック	1	2			3
グラップルクレーン					
フェラーバンチャ					
スキッダ					
プロセッサ		3			3
グラップル・グラップルソー		9			9
ハーベスター		2			2
フォワーダ		1			1
タワーヤード					
スイングヤード	1	2			3
合計	5	37			42

④ 林内路網の整備状況

令和2年度末の林道等の林内路網総延長は39km、林内路網密度は6.5m/haで、県平均の21.0m/haを下回っています。

【路網整備状況(令和2年度末)】

区分	路線数	延長	密度

				うち舗装	
基幹路網	公道	路線	km	km	
	林道	14 路線	28km	18km	
	林業専用道	路線	km	km	
	計		km	km	
森林作業道		19 路線	11km	0km	
合計		33 路線	39km	18km	6.5m/ha

⑤ 保安林の配備の実施状況

保安林は、令和2年度末現在で土砂流出防備保安林など 1,358ha が指定されており、民有林面積の約 22%を占めています。

【保安林配備状況】

保 安 林 種	面 積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	291.98ha	4.9%
土砂流出防備保安林	984.14ha	16.4%
土砂崩壊防備保安林	62.87ha	1.0%
風害防備保安林	0ha	0%
水害防備保安林	0ha	0%
干害防備保安林	18.97ha	0.3%
落石防止保安林	0ha	0%
保健保安林	0ha	0%
風致保安林	0.21ha	0.0%
合 計	1,358.17ha	22.6%

⑥ 地域の取り組み状況

ア 木曽川上下流との交流

木曽川下流域に位置する愛知県長久手市と平成18年に交流宣言（当時は長久手町）を行い、民間レベルでの交流が積極的に行われています。当時より長久手の森（仮称）を設置するなどの構想もあり、自然を通して相互理解と友好親善を深めています。

長久手市で提供される記念品等に南木曽町の木製加工品が送られるなどの交流も進んでいます。

イ 木曽川「水源の森」森林整備協定

平成15年に愛知中部水道企業団と木曽広域連合との間で協定が締結され、下流域の「水道水源環境保全基金」及び上流域の「木曽森林保全基金」により、森林所有者の間伐経費の負担を軽減するための助成が行われ、水源としての森林整備に取り組んでいます。

ウ 森林共同施業団地

平成25年8月に「木曽谷流域森林整備推進協定」を締結し、民有林と国有林が連携して、路網の整備などによる効率化や計画的な森林施業を行い、持続可能な林業の再生を目指して取り組んでいます。

エ 森林の里親

平成21年に長崎県(株)谷川建設と、平成28年に大同特殊鋼(株)と森林の里親契約を締結し、企業による森林整備の助成やボランティア作業の提供による森林整備に取り組んでいます。

オ 森林教育

南木曽小、中学校では時代を担う子供たちが森林づくりや木材利用の重要性を理解できるよう、林業関係団体の協力を得て森林整備や木工体験等を行っています。

(3) 森林・林業の課題

ア 森林整備の推進

ヒノキ、カラマツ、アカマツとともに間伐が必要な森林が多く、早急な森林整備が必要となっています。特に、木曽川上流域として天然広葉樹を育成し、針広混交林に誘導するなど、水源かん養機能を高度に発揮させる森林づくりが必要となっています。

イ 施業集約化の推進

効率的な間伐を推進するため、施業の集約化を進め森林経営計画の作成を積極的に行う必要があります。また、森林所有者の不明及び不在所有者など施業集約化が困難となっている林分は、森林經營管理制度の運用や森林の土地の情報を整理し、林地台帳を整備及び提供することで、障害の解消を目指す必要があります。

ウ 基盤整備

路網密度が低く、路網の整備が遅れている現状を踏まえ、林業専用道及び森林作業道による路網の整備を積極的に進め、高性能林業機械の導入による森林施業の効率化及び生産コストの低減を図る必要があります。

エ 野生鳥獣被害対策

近年、ツキノワグマによる剥皮の被害が急増しており、被害防止に向けた対策が急務であります。また、ニホンジカの被害も拡大傾向であり、カモシカによる食害も含め「鳥獣害防止森林地域」を定め、造林木及び再造林の推進による植栽木を保護する対策が必要です。

オ 担い手の育成

基盤整備を推進するにあたり、路網開設の技術者及び高性能林業機械のオペレーターなどの作業システム全般に精通する高度な技術者の養成・確保が必要です。

また、森林施業プランナーなど施業の集約化を行う人材の育成が必要です。

カ 公共施設等への地域材利用

「地域材利用方針」に基づき、公共施設等の整備に積極的に地域の木材を使用します。令和3年度には妻籠街並み交流センターに町有林材を一部使用しています。また、木質バイオマス利用が注目されており、地域材の流通加工体制の整備が必要となっています。

キ 伝統工芸品の原材料確保

古くからろくろ細工、桧笠などの工芸品を作っており、人気も高くなっていますが、原材料の地元調達や後継者の確保が必要となっています。

ク 森林経営管理制度の推進

森林所有者による経営管理が難しい民有林について、町が森林所有者の委託を受け経営管理することや意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図る制度が始まり、木曽地域では木曽広域連合に新たに設置された森林整備推進室で、森林所有者の意向調査や委託のための集積計画の作成等の制度運用に協力するとともに、林業経営体への再委託や町が行う森林整備の実行により経営管理制度を推進する必要があります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、木曽谷地域森林計画の「【表 2-1】森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持します。

なお、各地区は、「第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

【地区ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

[水源かん養機能]

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

[山地災害防止機能／土壌保全機能]

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

[快適環境形成機能]

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど快適な生活環境を形成するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

[保健・レクリエーション機能]

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であり、必要に応じて保健休養活動に適した施設が整備されている森林

[文化機能]

街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

[木材生産機能]

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、路網等の基盤施設が適切に整備されている森林

[木曽川広域水源かん養機能]

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林及び木曽川流域の水源林として同様の機能発揮を求められる森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

森林の持つ水源涵養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化等の森林の公益的機能を高める施業に配慮しながら、優良建築材の生産を中心とする人工林ひのきの銘柄化を目標に国有林と民有林が一体となって、枝打ち・間伐を積極的に進め良質な特産材を可能にする森林施業の推進に努めます。また、施業推進のため、林地台帳を整備し、施業地の団地化と長期にわたる補助制度の運用を図るために森林経営計画認定箇所の促進を行います。

生産性の向上と作業条件の改善のため、既設林道の改良舗装を順次進めるとともに、新たな林道、作業道開設を計画的に進め、省力的な機械の導入、林業機械の高性能化に努め低コスト林業を推進します。

保健・文化・教育などの森林の持つ多面的・公益的な機能と、豊富な地域資源を活用し、森林の総合的利用を促進します。また、都市住民との交流を進める中で、水源としての山林の重要な役割への理解を求める、令和元年度から施行された森林環境譲与税を、森林整備や人材育成・担い手確保、森林の公益的機能の普及啓発など森林整備及びその促進に関する経費の財源に充て、施策を推進します。また、既存制度では整備できず今まで管理できていなかった森林について、森林經營管理制度の導入により適切な管理を図ります。

林業振興を阻害しているカモシカや熊などの食害皮剥対策、農林産物への被害防止のための有害鳥獣対策を、多種多様な生物との共生を探りながら進めます。

マツクイムシ・カシナガキクイムシ対策については、近隣町村と連携を密にしながら広域単位で早期発見、早期駆除に努めるとともに、その被害状況により適切な対応を行います。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

木曽森林管理署、木曽地域振興局、南木曽町、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	主伐のうち、択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合であっては40%以下）であるものとする。

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。
皆 伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20m を超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、渓流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道
択 伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 群状伐採にあっては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 带状伐採にあっては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法

を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林經營計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は地域振興局 市町村認定計画は市町村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

確認方法は、「第2造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

(なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県木曽地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。)

第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確

な更新が困難な森林においては人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適當である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壤、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とします。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとします。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中庸仕立て	3,000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本	
アカマツ	中庸仕立て	3,000本	
カラマツ	中庸仕立て	2,300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本	

広葉樹	中庸仕立て	3,000本	
-----	-------	--------	--

注) 上記本数を基準としますが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗木の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定します。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整します。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐	択伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ（ヤナギ科）	オノエヤナギ（ヤナギ科）	その他ヤナギ類（ヤナギ科）
サワグルミ（クルミ科）	オニグルミ（クルミ科）	ヨグソミネバリ（ミズメ）（カバノキ）
ウダイカンバ（カバノキ科）	シラカンバ（カバノキ科）	ダケカンバ（カバノキ科）
ネコシデ（カバノキ科）	ハンノキ（カバノキ科）	ケヤマハンノキ（カバノキ科）
コバノヤマハンノキ（カバノキ）	ヤハズハンノキ（カバノキ）	ミヤマハンノキ（カバノキ科）
ヤシャブシ（カバノキ科）	ミヤマヤシャブシ（カバノキ）	ヒメヤシャブシ（カバノキ科）
アサダ（カバノキ科）	サワシバ（カバノキ科）	クマシデ（カバノキ科）
アカシデ（カバノキ科）	ブナ（ブナ科）	コナラ（ブナ科）
ミズナラ（ブナ科）	クヌギ（ブナ科）	カシワ（ブナ科）

クリ (ブナ科)	オヒヨウ (ニレ科)	エノキ (ニレ科)
エゾエノキ (ニレ科)	ハルニレ (ニレ科)	ケヤキ (ニレ科)
フサザクラ (フサザクラ科)	カツラ (カツラ科)	ヒロハカツラ (カツラ科)
タムシバ (モクレン科)	コブシ (モクレン科)	ホオノキ (モクレン科)
カスミザクラ (バラ科)	オオヤマザクラ (バラ科)	ミヤマザクラ (バラ科)
ウワミズザクラ (バラ科)	イヌザクラ (バラ科)	シウリザクラ (バラ科)
ズミ (バラ科)	アズキナシ (バラ科)	ナナカマド (バラ科)
イヌエンジュ (マメ科)	キハダ (ミカン科)	イタヤカエデ (カエデ科)
ウリハダカエデ (カエデ科)	オオモミジ (カエデ科)	ヤマモミジ (カエデ科)
コミネカエデ (カエデ科)	ミネカエデ (カエデ科)	トチノキ (トチノキ科)
シナノキ (シナノキ科)	オオバボダイジュ (シナノキ)	ハリギリ (ウコギ科)
コシアブラ (ウコギ科)	ヤマボウシ (ミズキ科)	ミズキ (ミズキ科)
クマノミズキ (ミズキ科)	リョウブ (リョウブ科)	コバノトネリコ (アオダモ) (モクセイ)
ヤチダモ (モクセイ科)	アカマツ (マツ科)	カラマツ (マツ科)
キタゴヨウ (マツ科)	チョウセンゴヨウ (マツ科)	ウラジロモミ (マツ科)
オオシラビソ (マツ科)	トウヒ (マツ科)	コメツガ (マツ科)
スギ (スギ科)	ヒノキ (ヒノキ科)	サワラ (ヒノキ科)
ネズコ (ヒノキ科)	イチイ (イチイ科)	

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数 (参考)		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径 (参考)
ぼう芽更新樹種	ミズナラ (ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ (ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ (ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ (モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ (バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ (カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ (カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm

	※コシアブラ（ウコギ科）	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ（ミズキ科）	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ（リョウブ科）	10 cm	10 本	20 cm

※ 印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）』を参考としています。)

(2) 方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

方 法	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

(必要な場合は、県地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。)

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写

真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ 1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは 2(幅)×10(長さ)m の帯状とし、調査区内は長さ方向に 5 区分 (2m×2m×5 プロット) とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は 1 プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。(また、調査位置は、GPS を利用し位置情報を記録し、森林 GIS で管理することとします。)

なお、調査記録は、永年保存します。

② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、木曽谷地域森林計画書の表 3-13 競合植物の草丈及び更新樹種の稚樹高の関係表を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から 5 年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から 7 年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈り出し等）又は植栽を実施してください。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第

365 号林野庁森林整備部計画課長通知) の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画することと。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域（林小班）	面積(ha)	備考
読書 3-はに、4-い、5-は～ほ、6-い～ほ、7-いろ、8-い～に、9-ろ、11-は～ほ、12-い～は、13-は～ち、14-ろ～ほ、15-には、16-い～に、17-い～に、18-いろはほ、19-いろはにへと、20-はにほと、22-い～へ、23-いにへ、24-い～ほ、25-はに、26-い、27-ろは、30-ろは、31-い～は、32-いろ、33-は、36-ろ～に、37-いろはにほと、38-に～へ、39-いろ、40-いはにほへ、41-い～と、42-いろに、43-い～に、44-い～は、46-はにへ、47-ろは、48-は～へ、49-ろは、50-いろほへ、51-い～に、52-いろ、55-いろほへ、56-へ		
吾妻 55-はに、56-いろはにどちり、57-い～に、58-いろはへとち、59-い、60-ろ～ほ、61-いろはへ、62-いろ、63-ろ～ほ、64-に、65-はに、66-い～ほ、67-ろほ、69-い～ぬ、 <u>70-い～と</u> 、71-いろにほへどちりぬ、72-い～ぬ、73-い～とちり、74-い～に、75-い～は、76-は、77-ろは、78-い～ほ、79-い～は、80-は、81-い～ほ、82-ろは、83-い～に、85-に、86-ろ、87-い～に、90-ろはにへ、91-いろと、92-い～は、93-い～と、98-ほ、99-に、109-ほ	3,763.50	
田立 95-い～ほ、96-いろには、97-い～へ、98-い～へ、99-い～は、100-いろ、101-い～は、102-いろ、103-い～に、104-い～は、105-いに、106-い～り、107-い～に、108-いはに、109-いろはにへ、110-い～へ、111-い～に、112-い～へ、113-い～に、114-い～へ、115-い～に、116-い～ほ、117-い～に、118-い～へ、119-い～へ、120-いはにほ、121-い～ほ、122-い～は		

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあっては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあっては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(裏系) (地位級I)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級II)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級III)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級IV)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級V)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級I)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級II)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級III)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級IV)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級I)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級II)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級III)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級IV)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級V)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級I)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級II)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級III)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級IV)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級V)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) () 内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

※上表は、森林經營計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うつ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。

枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必 要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応 じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

- ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。
- イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。
- ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知）」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次の

とおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能 維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

(2) 山地災害防止/土壤保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの ①から④ の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種		施業の方法
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。
間伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。
主伐	林齡	標準伐期齡以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域（林小班）	面積（ha）
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林（標準伐期齢+10年）	4-に、5-いろ、11-いろには、14-ろはに、15-い、19-いろはにへ、20-とち、22-へ、23-いへ、24-いろは、25-い、27-ろは、28-い、29-い、34-い、37-にと、38-へ、39-には、42-いろ、43-に、44-いろ、45-にへ、46-ろはにはへ、47-いろは、48-はにはへ、49-いろはには、50-ほへ、58-ほへ、59-いろ、62-へ、63-いろ、70-いろほへ、71-いろ、74-いに、75-い、81-へと、83-はにと、84-いろはに、85-いろはには、86-いろ、88-ろはにはへ、102-ろ、103-は、113-に、114-へ、116-いろはには、117-いろはに、120-ほ	1,030.49

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域（林小班）	面積（ha）
山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	2-い、4-ろはほ、22-はへ、23-いろはに、24-ろはほへ、25-いろは、36-いろ、37-いろにとり、40-いにほ、43-ろ、44-ろ、45-へ、47-い、48-は、50-ろは、51-いろはにへ、52-いはに、53-は、54-は、60-ろ、61-へ、62-ほへ、63-はほ、65-いはに67-いはにへ、68-いろはに、72-ぬ、74-は、75-は、97-は、98-い、99-ろに、100-い、104-は、106-いち、108-ろ、113-ろ、121-ろに	142.99
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1-いろには、2-い、4-は、8-い、9-いはに、10-い、12-は、13-はに、14-にへ、15-はに、16-い、19-いにへ、20-はにほとりか、22-は、23-いろ、24-ほ、36-い、37-り、40-ほ、45-へ、49-い、50-ろ、51-ろはに、52-いはに、53-は、54-は、55-ろはに、56-へとちり、57-に、58-い、59-い、67-い、68-いに、69-ぬ、71-はへとち、72-ちぬ、79-に、80-は、81-と、82-いろ、83-いろ、87-い、88-いと、90-ほ、91-いろはにへと、92-ろ、93-い、97-はに98-ろはに、99-ろに、104-は、106-ち、108-ろ、112-へ、115-いろはに、118-ろはには	278.81
	長伐期施業を推進すべき森林	1-い～に、2-い～ほ、3-い～に、4-い～ほ、5-い～ほ、6-い～ほ、7-いろ、8-い～ほ、9-い～に、	5,242.53

		10-いはに、11-い～ほ、12-いろは、13-い～る、 14-いろにほへ、15-ろ～ほ、16-い～に、17 い～ に、18-い～ほ、19-い～ち、20-い～わ、21-い～ は、22-い～へ、23-い～へ、24-い～と、25-い～ に、26-い～は、27-い～は、28-い、30-い～は、 31-い～は、32-い～は、33-い～に、34-いろ、36- い～ほ、37-い～る、38-い～へ、39-い～ほ、40- い～へ、41-い～と、42-い～に、43-い～ほ、44- ろ～ほ、45-い～へ、46-い～にへ、47-いろ、48- は～へ、49-い～へ、50-い～へ、51-ろ～へ、52- い～に、53-い～は、54-い～に、55-い～へ、56- い～へちり、57-い～に、58-い～ち、59-い～へ、 60-いろにほへ、61-い～へ、62-い～へ、63-い～ ほ、64-い～へ、65-い～に、66-い～ほ、67-い～ へ、68-い～に、69-い～へりぬ、 <u>70-は～と</u> 、71- い～へぬ、72-ち～ぬ、73-い～り、74-い～に、 <u>75-い～ほ</u> 、76-い～は、77-い～は、78-い～ほ、 79-い～ほ、80-い～は、81-い～と、82-い～は、 83-い～と、84-い～に、85-い～ほ、86-い～は、 87-い～に、88-い～と、 <u>89-いろは</u> 、90-い～へ、 91-い～と、92-いはに、93-い～ち、94-い～と、 95-い～ほ、96-い～へ、97-い～へ、98-い～に、 99-い～に、100-い～は、101-い～は、102-いろ、 103-い～に、104-い～は、105-いに、106-い～ほ とちり、107-いろに、108-ろはに、109-い～へ、 110-い～へ、111-い～に、112-いへ、113-い～ に、114-い～へ、115-い～に、116-いろほ、117- いろ、118-いろはほへ、119-い～へ、120-ろは ほ、121-い～ほ、122-い～に	
進 森 林 快 適 環 境 形 成 機 能 維 持 増	複層林施業を推進すべき 森林	該当なし	
	抲伐による複層林施業を 推進すべき森林	該当なし	
	長伐期施業を推進すべき 森林	該当なし	

保健文化機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他の森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表3】

区分	施業の方法	森林の区域（林小班）	面積（ha）
木材の生産機能の維持増進を図るべき森林	皆伐	1-いろはに、2-いろはに、3-いろはに、4-いろはほ、5-ほにほ、6-いろはにほ、8-い、9-ほに、10-いろは、13-にほとちりる、14-いにへ、15-ろは、18-は、21-いろは、22-いろはにほへ、23-いろはにほへ、24-ろはにほへと、25-いろはに、26-いろは、27-いろは、28-い、30-いろは、31-いろは、32-いろは、33-いろはに、34-いろ、36-いろはに、37-いろはにほへとちりぬ、38-いろはにほへ、39-いろ、40-いろはにほへ、41-いろはにほへと、42-ほに、43-いろはほ、44-いろはにほ、45-いろはにほへ、46-いろはにへ、47-いろ、48-いろはにほへ、49-いろはほへ、50-いろはに、51-いろはにほへ、52-いろはに、53-いろは、54-いろはに、56-と、58-いろに、60-い	3,362.77

		ろはにほへと、61-いろはにほへ、62-いろはにほへ、63-はほ、64-いろはにほへ、65-いろはに、66-いろはにほ、67-いろはにほへ、68-いろはに、69-いろはにへとちりぬ、70-と、71-ほへりぬ、72-いろはにほへとちりぬ、73-いろはにほへとちり、74-いろはに、75-ろはに、76-いろは、77-いろは、78-いろはにほ、79-ほ、80-いろは、83-へ、86-ろは、87-ろはに、88-ろにほへ、90-いろはに、91-と、92-ろ、95-いろはにほ、96-ろはにほへ、97-いろはにほへ、98-いろはにほへ 99-いろはに、100-いろは、101-いろは、102-い、103-ろはに、104-いろは、105-いに、106-いろはにほへとちり、107-いろはに、108-いろはに、109-いろはにほへ、110-いろはにほへ、111-いろはに、112-いろはにほへ、113-いろはに、117-い、118-い、119-いへ、120-いに、121-いろにほ、122-いろはにほ	
特に効率的な施業が可能な区域	皆伐 *人工林については、原則として、主伐後には植栽による更新を行うこと。	34-ろ、69-いろにへとちり、72-いろはにほへとちりぬ、74-ろ、86-ろ	128.35

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、当町では、森林林業関係のNPO法人団体はありません。今後、NPO法人ができた場合に施業実施協定の参加を推進するために以下の支援を行います。

- ① 森林整備協定を実践しているグループやNPO法人等に対して、国、県等関係機関と協力し、各種研修を実施することで、技術力の向上を図ります。
- ② 森林所有者に対して積極的な広報活動を行うことにより、手入れの重要性を理解してもらい、上記NPO等の情報提供を行います。

(2) その他

木曽川広域の水源かん養機能の維持増進を図る森林として、木曽川「水源の森」森林整備協定に基づき、上下流が一体となった健全な水循環社会の構築を図るために区域を独自

に設定します。

① 区域の設定

浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林及び木曽川流域の水源林として同様の機能発揮を求められる森林で、自然的条件等により一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木曽川広域の水源かん養機能の維持増進を図る森林として、水源かん養機能森林を除く全域の森林に設定します。

② 森林施業の方法

森林施業の方法として、適切な保育・間伐等を推進することを基本とし、立地条件に応じ天然力も活用した適切な施業を推進します。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画が更に多く策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO 法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知します。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を

取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、木曽森林管理署南木曽支署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに適當である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。

- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位: m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計		
緩傾斜地 0~15° 未満	車両系	15~20	20~30	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 15~30° 未満	車両系	15~20	10~20	25~40	50~160	75~200
	架線系				0~35	25~75
急傾斜地 30~35° 未満	車両系	15~20	0~5	15~25	45~125	60~150
	架線系				0~25	15~50
急峻地 35° ~	架線系	5~15	—	5~15	—	5~15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進・支援します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備考
林道規程	昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知

林業専用道作設指針	平成 22 年 9 月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長 : km 面積 : ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 路線数	利用区域 面積	うち前半 5 年分	対図 番号	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	南木曽町	川向榔野	1200	411		03488	
"	自動車道	林道	南木曽町	胡桃田	900	73		40048	
"	自動車道	林道	南木曽町	梅の木	600	43		40049	
"	自動車道	林道	南木曽町	南沢	900	37		40056	
"	自動車道	林道	南木曽町	奥向夏虫	400	50		05389	
"	自動車道	林道	南木曽町	摺鉢	400	590		02072	
"	自動車道	林道	南木曽町	畠沢	400	97		04844	
"	自動車道	林道	南木曽町	秋葉山	400	56	○	40022	
"	自動車道	林道	南木曽町	梨子沢	700	132		40289	
"	自動車道	林道	南木曽町	袖山	700	102		40267	
"	自動車道	林道	南木曽町	細野山	400	268		03119	
"	自動車道	林道	南木曽町	戦沢	400	73		40561	
"	自動車道	林道	南木曽町	小梨子沢	400	24		06105	
"	自動車道	林道	南木曽町	田の沢	400	57		40553	
"	自動車道	林道	南木曽町	東沢	600	32		05623	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	南木曽町	越野	100	53	○	04499	
"	自動車道	林道	南木曽町	細野山	1000	268		03119	
"	自動車道	林道	南木曽町	西山	1000	103		40511	
"	自動車道	林道	南木曽町	袖山	500	102		40267	
"	自動車道	林道	南木曽町	梨子沢	200	132		40289	
"	自動車道	林道	南木曽町	秋葉山	500	56	○	40022	
"	自動車道	林道	南木曽町	奥向夏虫	500	41		05389	

〃	自動車道	林道	南木曽町	川向郷野	1200	411		03488	
〃	自動車道	林道	南木曽町	田の沢	1000	57		40553	
拡張 (改良)	自動車道	林道	南木曽町	長根	650	308		02150	法面保全 局部改良
〃	自動車道	林道	南木曽町	摺鉢	100	590		02072	法面保全
〃	自動車道	林道	南木曽町	越野	150	53	○	04499	法面保全 橋梁改良 局部改良
〃	自動車道	林道	南木曽町	袖山	200	102		40267	法面保全
〃	自動車道	林道	南木曽町	細野山	200	268	○	03119	法面保全 橋梁改良 局部改良
〃	自動車道	林道	南木曽町	西山	200	103		40511	法面保全 局部改良
〃	自動車道	林道	南木曽町	日向平	100	95		40021	法面保全
〃	自動車道	林道	南木曽町	秋葉山	200	56	○	40022	法面保全 局部改良
〃	自動車道	林道	南木曽町	奥向夏虫	200	41		05389	法面保全
〃	自動車道	林道	南木曽町	恋路峠	100	117		04866	法面保全
〃	自動車道	林道	南木曽町	田の沢	1000	57		40553	法面保全 局部改良

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日林整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

4 その他

多くの森林が伐採期を迎えるためには搬出間伐による材の利用が欠かせない、コストの面からも作業路網とそれに付随する施設の整備は欠かすことができない。合理的な山林整備と施設整備は現地に即して積極かつ柔軟に実施していくこととします。

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県や森林組合等林業事業体と一緒に支援します。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事をすることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将来
伐 倒	緩傾斜（0～15°）：車両系	チェーンソー ハーベスター	ハーベスター
	緩傾斜以外	チェーンソー	チェーンソー
木寄せ・集材	緩～中傾斜（0～30°）：車両系	グラップル（ワインチ） ハーベスター 林内作業車	グラップル（ワインチ） ハーベスター フォワーダ
	中～急傾斜（15～30°）：架線系	スイングヤーダ 林内作業車	スイングヤーダ タワーヤーダ
造 材	急傾斜（30°以上）：架線系	スイングヤーダ 架線（集材機）	タワーヤーダ 架線（集材機）
造 材	緩傾斜（0～15°）：車両系	チェーンソー	ハーベスター

		ハーベスター	
	緩傾斜以外	チェーンソー プロセッサ	プロセッサ
運材（運搬）		フォワーダ トラック	フォワーダ トラック
造林 保育等	地 拖	チェーンソー グラップル	チェーンソー グラップル
	下 刈	刈払機	刈払機
	枝 打	人力	人力・自動枝打機

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

森林整備の推進には木材の利用促進も図る必要があるため、今後、木質バイオマス利用、公共施設の木質化等はもとより、針葉樹、広葉樹問わず利用について検討を進め、それに即した設備の整備について調査・研究を進めていきます。

III 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表4に定めます。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者等からの情報収集により行います。

【別表4】

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	70、71、76、77、89、90、92	924.99
ツキノワグマ	1、23、37、38、95	479.6

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病害虫の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・伐倒駆除
- ・薬剤散布等の各種予防事業
- ・守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知）」により実施します。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後は適確な更新を図ることとします。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

種名	対策
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none">① 防護柵の設置及びその維持管理・改良② 幼齢木保護具の設置③ 剥皮防止帯の設置④ わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。
ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none">① 森林環境整備による生息域の確保と緩衝帯整備による棲み分け② 樹皮の剥皮防止のためのテープ巻き、ネット巻きの実施③ 加害個体を選別しての捕獲
ニホンザル	<ul style="list-style-type: none">① 出没防止のための生息環境の整備（緩衝帯整備と森林整備の推進）② 加害個体を選別しての捕獲③ モンキードック等による追い払いの実施による被害防除

ニホンカモシカ	①防護柵、食害防止チューブ等の物理的対策及び忌避剤による科学的防除の実施 ②被害防除対策を優先に、地域個体群が維持される範囲で、個体数調整による捕獲
イノシシ	① 出没防止のための生息環境の整備(緩衝帯整備と森林整備の推進) ② 加害個体を選別しての捕獲

3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討します。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第21条に基づき実施しなければなりません。そのため、火入れの許可に当たっては、下記のこととに留意します。

項目	内容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畠 オ 採草地の改良（森林法施行規則第47条第1項）
許可条件	期間（7日以内） 面積（1件当たり 5ha 以内） 従事者（1haまで15人以上） ※ 1ha を超える場合は、超える部分の面積 1ha あたり 5人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う 7 日前までに町長に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れ（野焼き）を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図（ないときは担当に相談） ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者が管理者の承諾書 ④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

5 その他

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域 (林小班)	備 考
該当なし	(被害名を記載)

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、抾伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

地区名	林小班	森林の林種別面積 (ha)						備 考
		合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施 業 の 区 分	施 業 の 方 法		
	複層林施業	抾伐複層林施業	特定広葉樹育成施業
植 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。		
間 伐	単層林である場合、Ry0.85 以上の森林については、Ry が0.75 以下となるよう間伐する。		
伐 採	林 齢	標準伐期齢以上	
	方 法	天然更新 伐採率30%以下の抾伐 人工植栽 伐採率40%以下の抾伐	

立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
	伐採材積が年間成長量(カマツキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
	立木材積は、下層木を除いてRy0.75以上、伐採材積は、Ry0.65以下となるよう伐採する。		

* Ry:林分密度を表す指標

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

地区名	施設名
	該当なし

(2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

該当なし

(3) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
ヒノキ	20	
スギ	26	
アカマツ	21	
その他広葉樹	20	

4 その他

利用者が安全かつ気軽に自然環境を体験できる場として町内2箇所のキャンプ場周辺を保健機能森林として管理運営していきます。整備にあたり森林病害虫被害による落枝、倒木等の危険を回避するため、アカマツ・ナラ類の保存、伐採対応を実施します。また、景観にも配慮しつつ地域に適した樹種へ転換する等の施業を検討します。

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の森林整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)
<u>該当なし</u> <u>与川ブロック</u>	<u>22~43 林班</u>	<u>1,205ha</u>
<u>三留野ブロック</u>	<u>2~6 林班、44~54 林班</u>	<u>936ha</u>
<u>田立ブロック</u>	<u>1 林班、95~122 林班</u>	<u>1,145ha</u>
<u>北部ブロック</u>	<u>7~21 林班</u>	<u>833ha</u>
<u>妻籠ブロック</u>	<u>55~59 林班、79~94 林班</u>	<u>1,084ha</u>
<u>蘭ブロック</u>	<u>60~66 林班、76~78 林班</u>	<u>424ha</u>
<u>広瀬ブロック</u>	<u>67~75 林班</u>	<u>488ha</u>

2 生活環境の整備

中山間地の生活を希望するUターン・Iターン希望者の住宅ニーズに対応するため、地形的に住宅適地が少なく住宅用地を確保することが困難なことから、老朽化している町営住宅等の環境改善、新設を進めています。

空き家が200件以上在り、空き家バンク制度の活用により定住・移住に向けた利活用を進めています。定住者への仕事の斡旋、定住先の生活環境について理解をしてもらうための定住イベントを開催し、町を知つていただく計画を進めていきます。

3 森林整備を通じた地域振興

ろくろ細工やあららぎ桧笠に代表される伝統工芸品の他、古くから引き継がれてきた木工芸品の制

作に地元産森林資源を利用し、質の高い資材を伐採者から加工者に直接届く地域での循環を重視することにより、コスト縮減と質を上げ、木工業の再生を目指します。

更に、加工技術を利用した新たな製品の開発を模索するとともに後継者の育成を行います。

4 森林の総合利用の推進

町内山林はヒノキ・スギを中心に植樹された多くの木が50年前後を迎えており、利用時期を迎えており、材価の下落と共に森林整備は進んでいません。今後搬出間伐を中心とした立木の利用を進めるとともに、里山を中心とした景観に配慮した整備を進めることにより観光地としての環境改善を図ります。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

地域振興協議会、更には行政区単位により実施されている、里山整備を推進し、伐採期を迎える日照の障害となっている針葉樹帯を整備することにより、生活環境の向上を図ります。また、施業技術研修、設備の提供による、住民の自力搬出間伐を推奨し、木質バイオマス利用材の確保と地域での山林利用を促進します。

(2) 木曽川上下流連携による取組

交流関係にある長久手市との民間を中心とした交流を進めるとともに、森林の里親事業により森林整備への理解と協力をいただくことで、下流域での森林整備への理解を深められるように連携を推進します。

(3) その他

集落所有林など地域住民が共同で管理・使用している森林については、積極的な整備を実施するよう働きかけます。

6 森林経営管理制度に基づく事業

①町の森林経営管理制度実施方針に基づいて②森林所有者の探索③木曽広域連合が行う意向調査等に協力し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を実施していきます。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
町内全域の防災減災に重要な森林	意向調査 市町村森林経営管理	453ha	

7 その他必要な事項

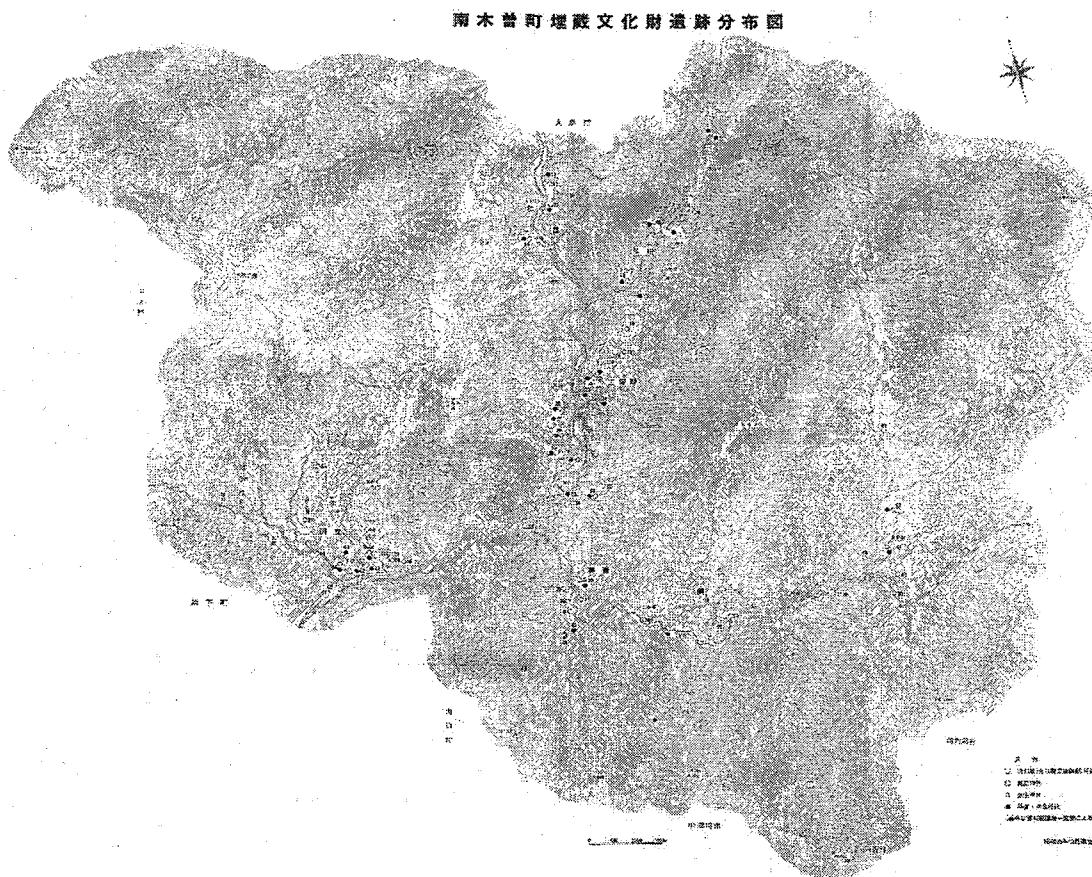
(1) 市町村有林の経営に関する事項

町内民有林所有者8割以上が組合員となっている南木曽町森林組合と町有林を含めた森林経営計画を樹立することで、個人有林を含めた大規模団地化を進めます。また、路網計画を合わせて計画することで効率的に作業が進められる計画樹立を目指します。そうして

良好な森林環境を維持しつつ、木材生産を図る地域の模範的な森林を目指して積極的に搬出間伐等の森林整備を推進していきます。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

町遺跡分布図により埋蔵文化財の位置を把握し、森林整備またそれに伴う施設整備を実施する上で文化財の保護に努めます



【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和4年2月	書類送付により、内容確認	南木曽町山林委員
令和4年2月	書類送付により、内容確認	南木曽町森林組合
令和5年2月	書類送付により、内容確認	南木曽町山林委員
令和5年2月	書類送付により、内容確認	南木曽町森林組合
令和6年2月	書類送付により、内容確認	南木曽町山林委員
令和6年2月	書類送付により、内容確認	南木曽町森林組合

2 公告・縦覧期間

(当初) 令和 4年 1月27日 ~ 令和 4年 2月25日

(第1回変更) 令和5年1月27日～令和5年2月27日

(第2回変更) 令和6年1月16日～令和6年2月15日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
産業観光課農林係	担当係長	柴山 直樹	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
木曽地域振興局	林務課普及林産係	主任	稻村 昌弘	

5 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
市町村ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	計画変更の場合も同様
広報掲載	令和4年6月号	計画変更の場合も同様

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

年次	0～14歳	15～29歳		30～44歳		45～64歳		65歳以上								
		計	男	女	計	男	女	計	男	女						
実数 (人)	H17年	604	296	308	655	326	329	733	375	358	1415	717	698	1831	757	1074
	H22年	526	262	264	497	249	248	667	342	325	1268	645	623	1778	732	1039
	H27年	466	237	229	407	224	183	570	282	288	1112	580	532	1753	729	1024
構成 比 (%)	H17年	11.5	5.7	5.9	12.5	6.2	6.3	14.0	8.3	6.8	27.0	13.7	13.3	35.0	14.5	20.5
	H22年	10.9	5.4	5.5	10.3	5.2	5.2	13.9	7.1	6.8	26.4	13.4	13.0	37.0	15.2	21.6
	H27年	10.8	5.5	5.3	9.4	5.2	4.2	13.2	6.5	6.7	25.8	13.4	12.3	40.6	16.9	23.7

(出典： 国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業	
		農業	林業	漁業	小計	うち木材・			

								木製品製造業	
実数 (人)	H17年	2,701	238	66	6	310	1,008	-	1,383
	H22年	2,315	67	71	7	145	856	-	1,314
	H27年	2,258	134	69	7	210	796	-	1,252
構成比 (%)	H17年	100	9	2	0	11	37	-	52
	H22年	100	3	3	0	6	37	-	57
	H27年	100	6	3	0	9	35	-	56

(出典：国勢調査)

2 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積				林野面積	その他面積
			計	田	畠	樹園地		
実数 (ha)	H22年	21,596	136	101	30	5	19,206	2,254
	H27年	21,593	133	94	36	3	19,272	2,188
	R2年	21,593	100	75	23	1	19,193	2,300
構成比 (%)	R2年	100%	0.5%	0.3%	0.1%	0.0%	88.9%	10.6%

(出典：農林業センサス)

3 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
H17年	4.66ha	ha	ha	ha	ha	ha	4.66ha
H22年	2.82ha	ha	ha	ha	ha	2.82ha	ha
H27年	0ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
R2年	0ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(出典：木曽地域振興局林務課提供資料)

4 森林資源の現況等

所有形態別

(1) 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年次	私有林合計	在町者面積	不在（市町村）者面積		
				計	県内	県外

実数(ha) ha	R3年	5,171.11	3,818.22	1,352.88	518.68	834.2
構成比(%) (%)	R3年	100	74	26(100)	10(38)	16(62)

(出典：長野県R3森林簿データ)

(2) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
~1ha	624	10~20ha	91	50~100ha	4
1~5ha	516	20~30ha	15	100~500ha	1
5~10ha	150	30~50ha	11	500ha以上	1
総数					1,413

(出典：長野県R3森林簿データ)

5 市町村における林業の位置付け

製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(R2年現在)

全製造業(A)	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
うち木材・木製品製造業(B)	13	128	35,101
B/A	54.2%	24.7%	17.5%

(出典：木曽地域振興局林務課提供資料)

6 林産物の生産概況

種類	素材	マツタケ	木炭			
生産量(kg)	2,979 kg	12kg	150kg			
生産額(千円)	28,299	385	45			

(出典：木曽地域振興局林務課提供資料)

7 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況(公簿面積)	経営管理実施権設定の有無
1	読書与川川合団地	30ha	有

2	吾妻妻籠城山団地	32ha	有
---	----------	------	---

別紙

南木曽町森林整備計画概要図 01, 02, 03, 04